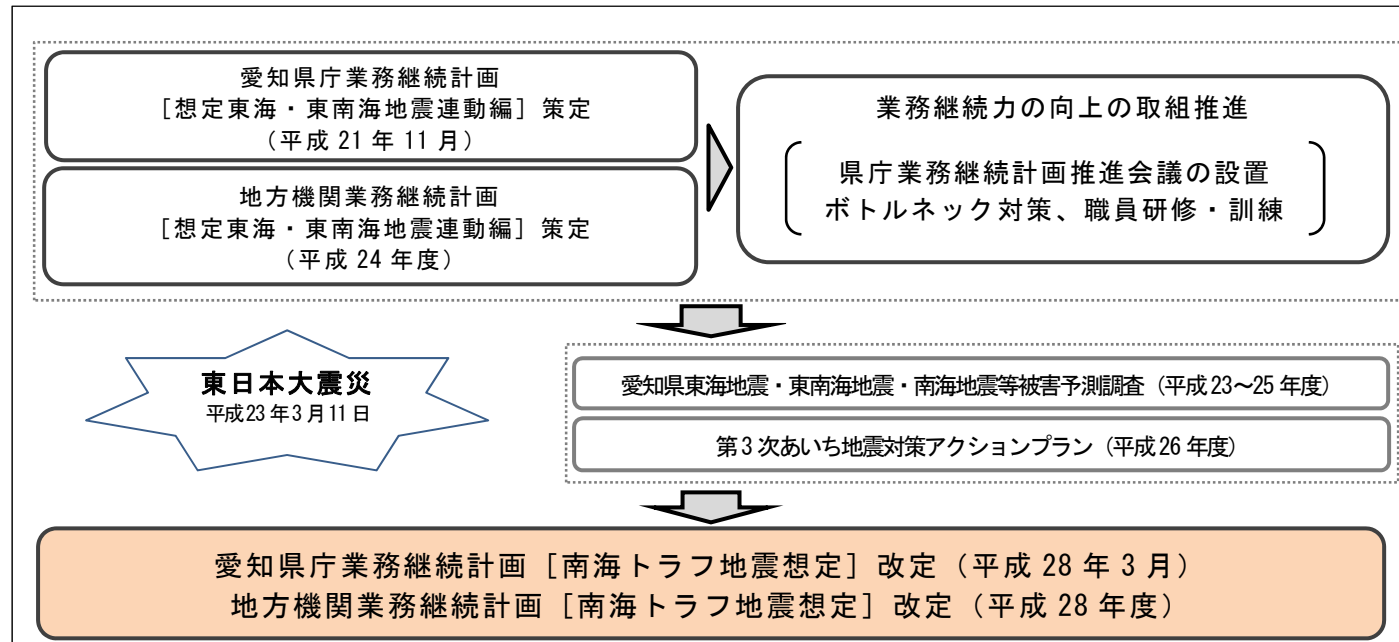


愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）の改定[南海トラフ地震想定]について

改定の趣旨

平成21年11月に愛知県庁業務継続計画（愛知県庁BCP）を策定し、平成24年度には各地方機関においてもBCPを策定した。その後の東日本大震災から得た教訓や南海トラフ地震による被害想定を踏まえ、「非常時優先業務の整理」、「職員の参集予測の見直し」等を行い、より実効性のある計画として「南海トラフ地震想定」に改定する。



基本方針

- ①大規模災害から県民等の生命、身体及び財産を守ることを最大の目的とする。
- ②県内の社会経済活動機能維持・早期復旧に努める。
- ③業務継続のために必要な態勢（体制）をとり、必要な資源を最大限有効に活用する。

見直しの特徴

- 南海トラフ地震の被害想定を踏まえ、計画を総点検
 - ・非常時優先業務の整理
 - ・職員の参集予測の見直し
- 発災時の初動対応を見直し
 - 津波浸水想定域、交通機関の運行状況、通信状況を踏まえた職員の参集行動を追加
- 平常時の対策
 - ・業務継続推進体制の強化
 - ・BCPのマネジメント（BCM）の取組
 - ・市町村へのBCP策定支援の取組

主な見直し事項

1 非常時優先業務の整理 (業務継続計画 P37 第5章)

【整理】・着手時間を見直し
 ・一連の業務と見られるものは集約化
 【結果】業務数は、24件減となった。
 (応急復旧業務▲9件、継続する通常業務▲15件)

【非常時優先業務数】(本庁において、発災直後～2週間以内に着手すべき業務)
 691件 ⇒ 667件
 (内訳) ○応急復旧業務 587件 ⇒ 578件
 災害対策本部の設置・運営、応急給水や食料供給等の救援業務
 ○継続する通常業務 104件 ⇒ 89件
 児童養護施設等支援、各種福祉手当に関すること 等

2 職員の参集予測の見直し (業務継続計画 P23 第3章)

【予測】・最悪の状況下で想定して、発災直後から3日間は非常時優先業務の整理を行っても、参集人数が必要人数を下回る。
 【対応】・3日間は、非常時優先業務の中で、さらに人命救助などの優先順位の高い業務から実施する。
 ・参集人数が充足した後は、通常業務再開の準備を検討する。

本庁勤務職員：3,300人とする

	3時間後	6時間後	24時間後	3日後	5日後	1週間後
参集人数 (人)	273	393	393	946	2,123	3,173
(参集率)	(8%)	(12%)	(12%)	(29%)	(64%)	(96%)
必要人数 (人)	709	646	862	747	614	625
過不足 (人)	▲436	▲253	▲469	199	1,509	2,548

3 職員参集行動の見直し (業務継続計画 P21 第3章)

津波等により浸水のおそれがある地域では、津波警報等の情報に注意し、自宅や周辺の状態を確認し、安全かつ迅速に避難又は参集できるように努める。
 避難した場合には、地域の防災活動に協力する。

4 業務継続推進体制の強化 (業務継続計画 P60 第6章)

愛知県庁業務継続計画推進会議の座長を副知事から知事とし、推進体制を強化。

5 BCPのマネジメントの取組 (業務継続計画 P62 第6章)

職員がBCPを理解し、各所属において研修・訓練に取組むよう、効果的な研修・訓練の紹介やPDCAサイクルの取組の記述を充実。

6 市町村へのBCP策定支援の取組 (業務継続計画 P65 第6章)

県では毎年、BCP策定研修を実施してきたが、BCP策定をより促進するため、補助金の交付により積極的に支援。(H27.10.1現在 未策定 31市町村)

愛知県庁BCP〔南海トラフ地震想定〕の概要

(下線：見直しに関連する項目のうち主なもの)

第1章 基本事項

県の業務継続の基本的な考え方

- ・大規模災害で県庁が被災し、行政機能に支障をきたす場合でも、県民の生命、身体、財産を守るため、業務継続体制を確保することを目的とする
- ・3つの基本方針
①県民の生命、身体、財産の保護、②社会経済活動の維持・早期復旧、③業務継続に必要な体制確保、資源の有効活用
- ・3つの対応方針
①大規模災害時は非常時優先業務を優先、②全庁的に人員・資機材を配分調整、③非常時優先業務以外の通常業務は積極的に休止・抑制
- ・今後、自然災害一般を対象として業務継続を検討、BCPの内容拡充を図る

第2章 被害想定

南海トラフ地震による被害の想定、県の業務継続への影響

- ・愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査報告書(H26)に基づき、南海トラフ地震による被害を想定
- ・県内全域で震度5強以上の強い揺れ
- ・津波によりゼロメートル地帯を始め広い範囲が浸水
- ・最大で県内死者約6,400人、建物全壊約94,000棟の被害
- ・県庁周辺でも約3日間の停電、1週間の断水、3日間の通信(電話)支障などのライフライン支障
- ・1週間以上の交通機関運行支障等により、職員参集にも影響

第3章 職員参集

被災による参集行動への支障を前提とした職員参集

- ・職員自身や家族の被災、交通機関の支障により職員参集が遅れ、業務継続に影響
- ・一部の地方機関では、津波や堤防損壊による浸水、液状化で庁舎が使用できなくなるおそれ
- ・勤務公署への参集を原則とするが、状況によって近隣庁舎へ参集
- ・自身や家族の安全確保を優先し、自宅が津波浸水域にある場合は津波情報に留意しつつ避難行動
- ・避難した場合は、地域の防災活動に可能な限り協力
- ・勤務時間外の発災の場合、地震発生から3時間で8%、3日で29%、1週間で96%の本庁職員が本庁へ参集すると予測(3時間後の参集予測人員273人)
- ・発災直後は参集職員が必要人員を下回るが、3日後までに不足は解消

第4章 初動体制の確保

応急対策・業務継続に必要な発災時の初動体制

- ・地震発生後、職員は安全確保のうえ県内の震度に応じて参集
- ・県庁では直ちに宿日直者等が情報収集等の初動活動に着手
- ・災害対策本部の立ち上げ、関係機関との連絡体制の確立
- ・庁舎の一部が使用できなくなった場合の代替施設の利用調整
- ・非常時優先業務の実施環境の確保のため、庁舎被害や職員の安否・参集状況を確認、報告
- ・人命救助に万全を期すため、消防、警察、自衛隊と連絡調整を図り、速やかな応援要請
- ・参集職員は非常時優先業務に着手、業務の優先度も考慮して限られた資源を有効活用して取り組む

第5章 非常時優先業務

災害時にも優先して継続すべき業務

- ・資源に制約を受ける状況下でも、県として必要な業務を行うため、非常時優先業務を選定
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ全庁的に非常時優先業務を見直し
[合計667件(△24件)：新規24件、抹消48件、見直し73件]
①県民の生命・身体・財産保護(144件)
②社会経済活動の維持復旧(98件)
③業務継続態勢確保(425件)
- ・主な非常時優先業務の活動目標や、時間経過と活動イメージ

第6章 業務継続力向上のための持続的な取組

業務継続体制の向上に向け日頃から取り組む事項

- ・県庁業務継続計画推進会議による取組みの推進(座長：知事)
- ・業務継続に影響する主要要素(ボトルネック)とその対応策
- ・BCP策定後も平常時から業務継続力の向上に取り組むマネジメント(BCM)の重要性
- ・職員・組織にBCPを定着させるための研修・訓練
- ・PDCAサイクルにのっとった業務継続体制の改善
- ・地方機関BCPの推進(平成28年度見直し)
- ・市町村のBCP策定支援(補助金)、関係機関との連携